

広島県広島西飛行場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十二号

広島県広島西飛行場条例を廃止する条例

広島県広島西飛行場条例（平成五年広島県条例第二十九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

（この条例の廃止）

2 この条例は、公布の日から六月を経過した日の前日までに広島市において市営飛行場の設置及び管理に関する条例が施行されない場合は、廃止するものとする。